

2025年10月23日

各 所 属 長

病 院 総 務 課 長

令和7年分年末調整のための手続きについて（通知）

このことについては、令和7年分の年末調整を行いますので、必要な手続きを行ってください。別紙手続き方法等をよくご確認いただき、手続きの誤りや漏れがないよう、所属職員に適切に対応するよう周知してください。

1 手続き及び添付書類の提出期限

2025年11月5日(水)厳守

2 手続きの方法について

今年度は紙ベースの申告ではなく、ウェブ（ジョブカン）を使用して、年末調整を行います。なお、①扶養控除等申告、②保険料控除等の申告内容によっては、ジョブカンでの入力に加えて、別途書類の提出が必要になります。書類提出が必要な場合は、別紙「貼付用シート」を院内ポータルにて印刷し、そこに書類を貼付して各自総務課へ提出してください。所属でのとりまとめは不要です。確定申告を行う方も、扶養控除等申告を行う必要がありますので、必ず申告を行ってください。

3 ジョブカンログイン方法



ジョブカンのログインページにアクセスし、メールアドレス（下記ログイン用）、初期パスワードを入力してログインします。

●ログインページ

https://id.jobcan.jp/users/sign_in

●メールアドレス（ログイン用）

職員番号 4 桁または 5 桁+@fujisawa.jp

※「+」は含みません

※プライベート用のメールアドレスを入力するものではありません。

●初期パスワード

生年月日西暦 8 桁

を入力してログインします。

※QR コードは裏面↓

ログインQRコード



4 申告の詳細（マニュアル等）

- （１）ジョブカン年末調整マニュアル（申告者用）・・・・・・・・・・別紙１
- （２）各種申告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙２
- （３）扶養控除等申告用 貼付用シート・・・・・・・・・・別紙３－１
- （４）保険料控除証明類・住宅ローン控除申告用 貼付用シート・別紙３－２
- （５）年末調整に関してよくある質問について（共通）

5 その他

（１）収入・所得金額の見積もり方法

給与収入のみの方は、給与明細（月例・期末勤勉手当）の支給額合計から通勤手当（非課税分）をひいた金額が収入金額となります。１１月・１２月分給与、１２月の期末勤勉手当については見込みで計算してください。

昨年の源泉徴収票を参考にする場合は「支払金額」から通勤手当非課税分を引いた額が収入の見積金額となります。ご自身で計算してください。

（２）申告書の書き方で不明な点がある場合

院内ポータル掲示の「マニュアル」や「よくある質問」、「年末調整のしかた（国税庁ＨＰ）」等をご確認ください。

以 上

事務担当 総務課 職員担当
（内線 ８４３１・８４２９）